

●国内居住要件の例外および確認書類

住民票が日本国内にない場合でも、次表に掲げる一時的な海外渡航を行う方については、日本国内に生活の基礎があると認め、国内居住要件の例外として取り扱いますので、認定申請時に確認書類を提出してください。

該当事由	確認書類
① 外国に留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する方	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 就労以外の目的(観光、保養、ワーキングホリデーまたはボランティア活動等)で一時的に海外に渡航する方	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティア参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員と身分関係が生じた方で②と同等と認められる方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	個別に判断

●留意事項

被扶養者の医療費等は組合員の皆さんが負担する掛金と所属所が負担する負担金から支出されています。掛金・負担金の算定方法は、被扶養者がいる方もいない方も同じです。医療費適正化のため、被扶養者のいる方は認定(取消)基準にご留意ください。

なお、基準を満たさない場合にはその時点まで遡って被扶養者の認定取消となり、医療機関で受診していた場合は、共済組合が支払った医療費を返還していただくこととなりますので、日頃から被扶養者の収入状況等を確認いただき、基準に該当しなくなった場合は速やかに被扶養者取消の届出をしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が一時的に増加した被扶養者の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、被扶養者の収入が一時的に認定基準額を超過してしまう場合の取扱いについてご案内します。

1 各種支援金の取扱い

新型コロナウイルス感染症に伴う支援として支給される下記の給付金等は、恒常的収入には当たらないため一時所得として取り扱い、被扶養者の収入には含めません。

- 持続化給付金
- 特別定額給付金
- 小学校休業等対応支援金
- 子育て世帯への臨時特別給付金

2 パート等収入の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響が原因で、一時的に収入が増加し認定基準額を超えてしまった場合(収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して108,333円を超えた場合や、収入年額が130万円を超える場合)でも、過去の収入および今後の勤務状況等を勘案し、直ちに認定取消とはしないこととします。

お願い

持続化給付金等一部の給付金は所得税の課税対象となることから、事業所得等がある被扶養者の方(確定申告実施者)が当該給付金を受給した場合には、その内容を確認できる書類を保管くださるようお願いいたします。

パート等給与収入がある被扶養者の方も、勤務先から新型コロナウイルス感染症に起因する特別手当等を受給した場合は、その内容を確認できる書類を保管くださるようお願いいたします。

※来年度以降の被扶養者資格継続調査において、当該給付金を受給したことにより、認定基準額を超過してしまった場合の参考資料とします。